



## 平成 3 1 年度組織改正の概要（案）

## 1 全体方針

少子高齢化や人口減少社会の進展により、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢が変化している中、複雑化、多様化する市民ニーズや新たな行政課題等に的確に対応しつつ、本市が将来にわたり持続的に発展し続けていくためには、堺市マスタープランのリーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」に加え、「市民が安心、元気なまちづくり」と「都市内分権の推進」に重点的に取り組んでいく必要があります。

本市では、これらの取組の実現に向けた簡素で効率的な組織体制の整備を図るため、これまで「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を基本的な方針として、組織の見直しに取り組んできたところです。

平成 3 1 年度についても、これまでの取組を継続し、市民サービスの維持・向上に向け、より一層効果的かつ効率的な行政運営の確保に資する組織体制を構築するため、4 月 1 日付けで次のとおり組織改正に取り組むこととしました。

## 2 組織改正の概要

## 市長公室

《組織改正案 1 頁》

- ・ 関西国際空港の活性化による本市を含む泉州地域全体の発展をはじめ、今後想定される近隣自治体、関係機関等と連携した事業の推進など、より一層自治体等との連携を推進するため、企画部に「連携推進担当課長」を配置します。

## 子ども青少年局

《組織改正案 2 頁》

- ・ 堺市立百舌鳥こども園、堺市立認定こども園百舌鳥幼稚園及び堺市立こども園保育所の 3 施設を統合し、「百舌鳥こども園」を幼保連携型の認定こども園として民営化します。

## 産業振興局

《組織改正案 3 頁》

- ・ 農業委員会等に関する法律の改正を受け、農業委員会における農地利用の最適化の推進がますます重要となっていることから、これと関連する農業振興施策を推進する農政部と農業委員会事務局との連携をより一層強化し、一体的かつ効率的な事務執行を図るため、農水産課から農地の利用権設定等促進事業等を移管し、農政部に「農地課」を新設します。これに伴い、農業委員会事務局の職員については、同課の職員を併任兼務させることを予定しています。

## 建設局

《組織改正案 4 頁》

- ・ 本市、大阪府及び阪神高速道路株式会社の 3 者が共同して推進している阪神高速道路大和川線事業のうち、主要事業である本市事業区間の道路本体構造物の築造が平成 3 0 年度中に完了予定であることから、大和川線推進室（部相当）を道路部に移管して課相当組織とします。なお、西除川の復旧工事、道路取付部の交差点改良工事等の各種事業については、引き続き同室において実施します。

- ・ 局の予算決算等の経理事務及び財産活用事務を総務部経理課から経営企画室に移管して経営基盤を強化するとともに、持続可能な運営形態の検討など経営戦略を推進するため、「経営企画担当課長」の所掌事務を拡充します。併せて、ICTの更なる活用やアセットマネジメントを推進し、広報広聴機能をより一層強化するため、事業計画担当課長を「事業マネジメント担当課長」に、危機管理担当課長を「危機管理・広報担当課長」に改称します。
- ・ 事務事業執行の支援体制を強化するため、総務課と経理課を統合して「事業サポート課」に再編するとともに、更なるお客様サービスの向上を図るため、営業課を「事業サービス課」に改称します。これに伴い、総務部を「サービス推進部」に改称します。
- ・ 直営する下水道サービスセンターをはじめ、民間事業者が運営する竹城台下水道サービスセンター及び美原下水道サービスセンターの事務所が移転されることに伴い、お客様に分かりやすい名称とするため、直営する下水道サービスセンターを「西部下水道サービスセンター」に改称します。  
なお、民間事業者が運営する竹城台下水道サービスセンターは「南部下水道サービスセンター」に、美原下水道サービスセンターは「北部下水道サービスセンター」に改称します。

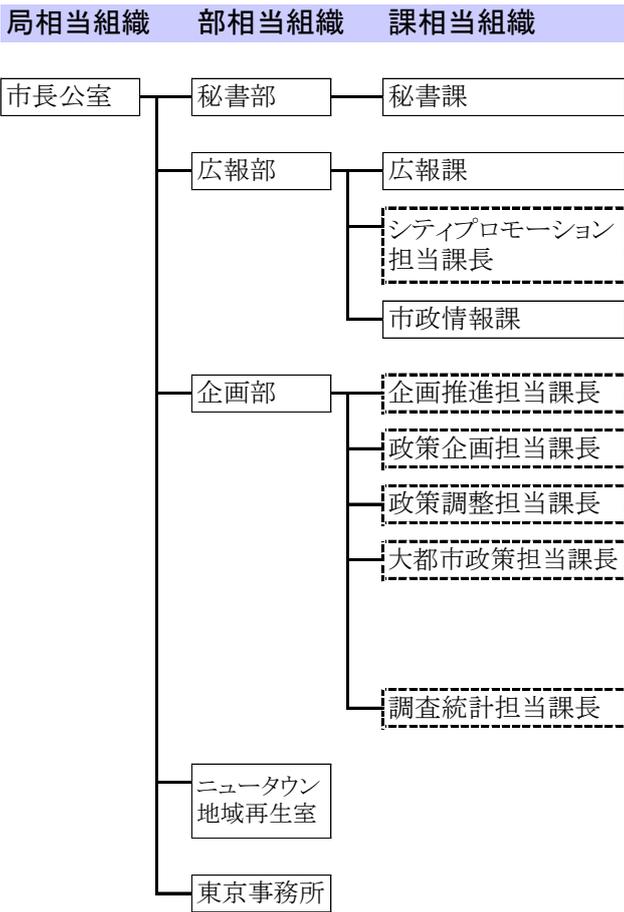
### 3 区役所における学校教育の充実に向けた連携体制の強化

市民に身近な区役所において、学校の課題へのきめ細かな対応を図り、教育の充実をめざすため、4月1日付けで教育委員会事務局総務部教育政策課に区教育連携担当の職員を配置し、北区役所及び美原区役所で、区役所関係課と連携した学校運営の支援体制を強化します（モデル実施）。

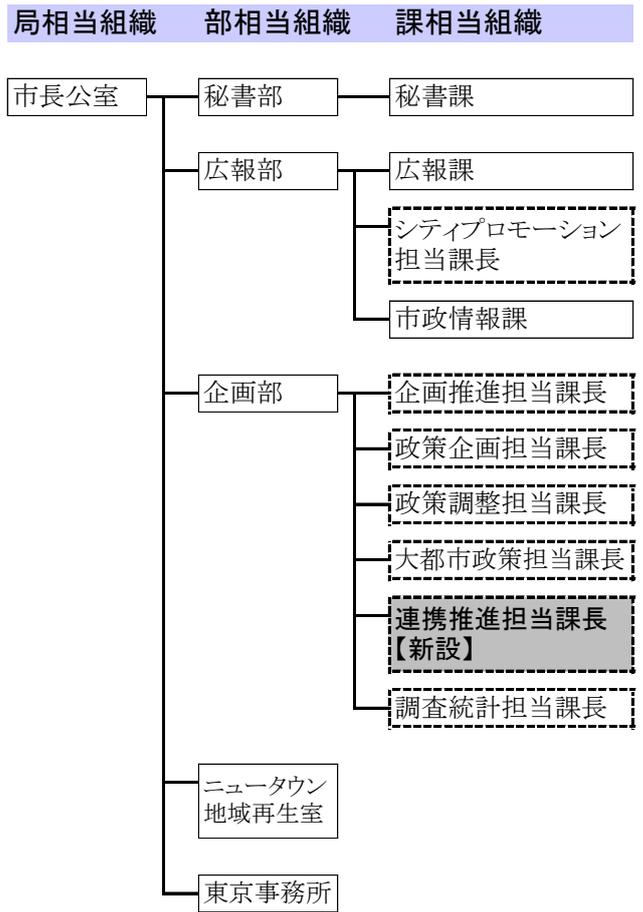
## 平成31年度 組織改正（案）

(市長公室)

《 現 行 》



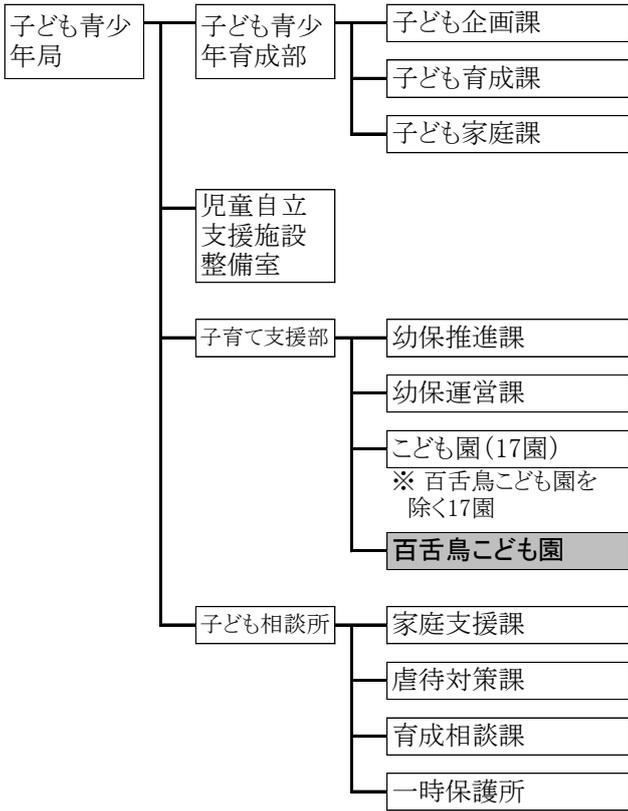
《 改正案 》



( 子ども青少年局 )

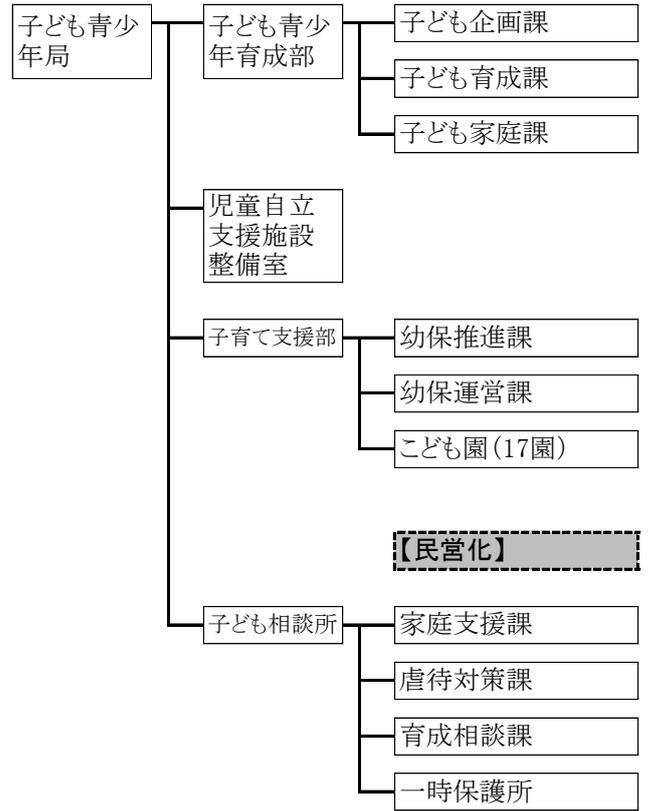
《 現 行 》

局相当組織    部相当組織    課相当組織



《 改正案 》

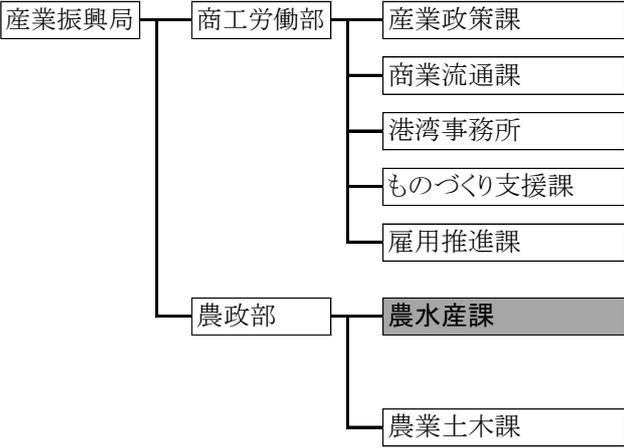
局相当組織    部相当組織    課相当組織



( 産業振興局 )

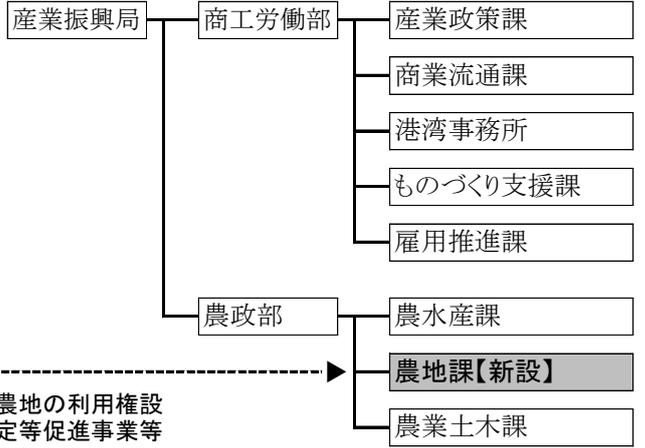
《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織



《 改正案 》

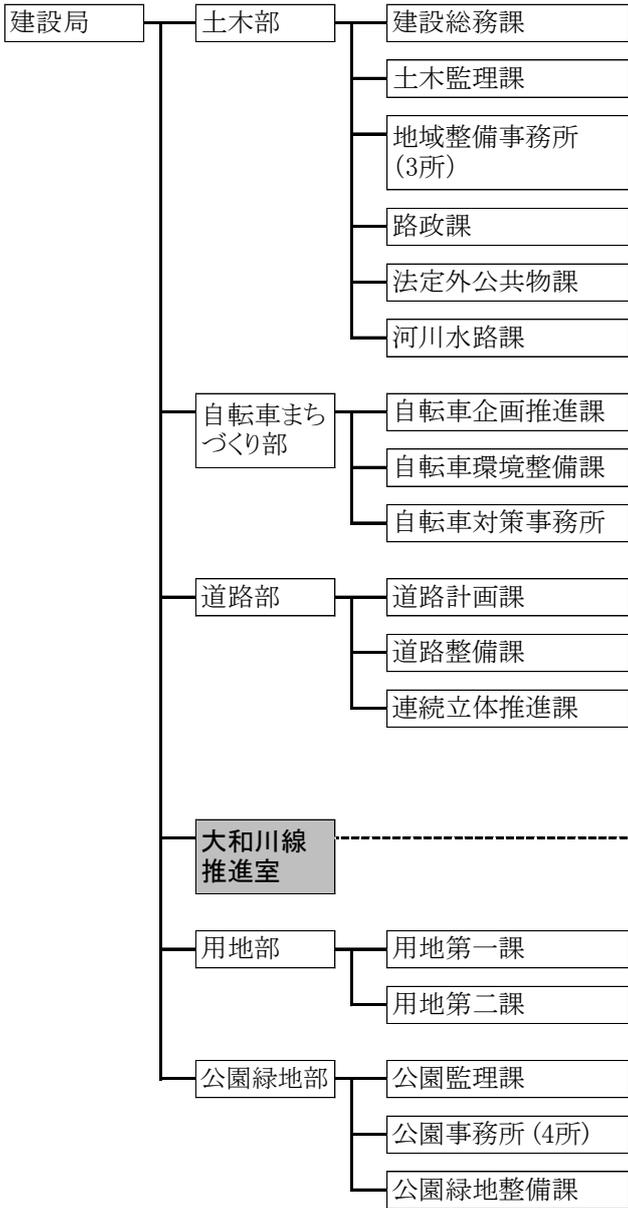
局相当組織 部相当組織 課相当組織



( 建設局 )

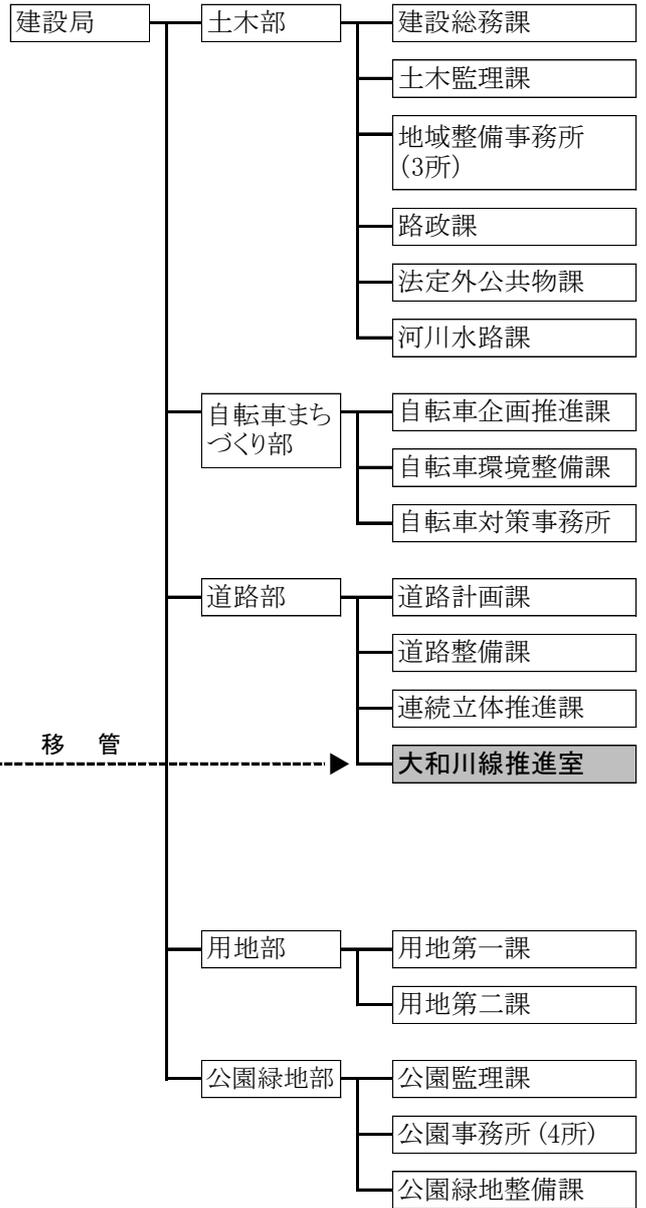
《 現 行 》

局相当組織    部相当組織    課相当組織



《 改正案 》

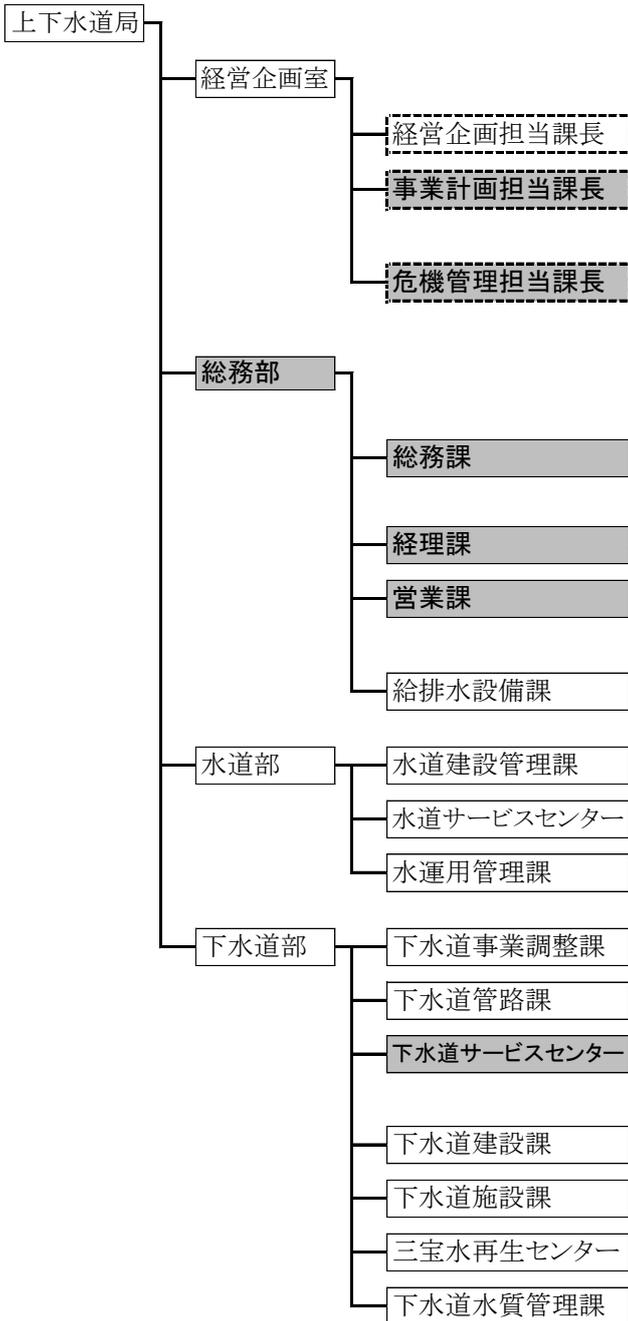
局相当組織    部相当組織    課相当組織



( 上下水道局 )

《 現 行 》

局相当組織    部相当組織    課相当組織



《 改正案 》

局相当組織    部相当組織    課相当組織

